

令和6年(2024年)4月からの執行体制について

1 報告趣旨

令和6年(2024年)4月に実施を予定している執行体制の変更について報告する。

2 報告内容

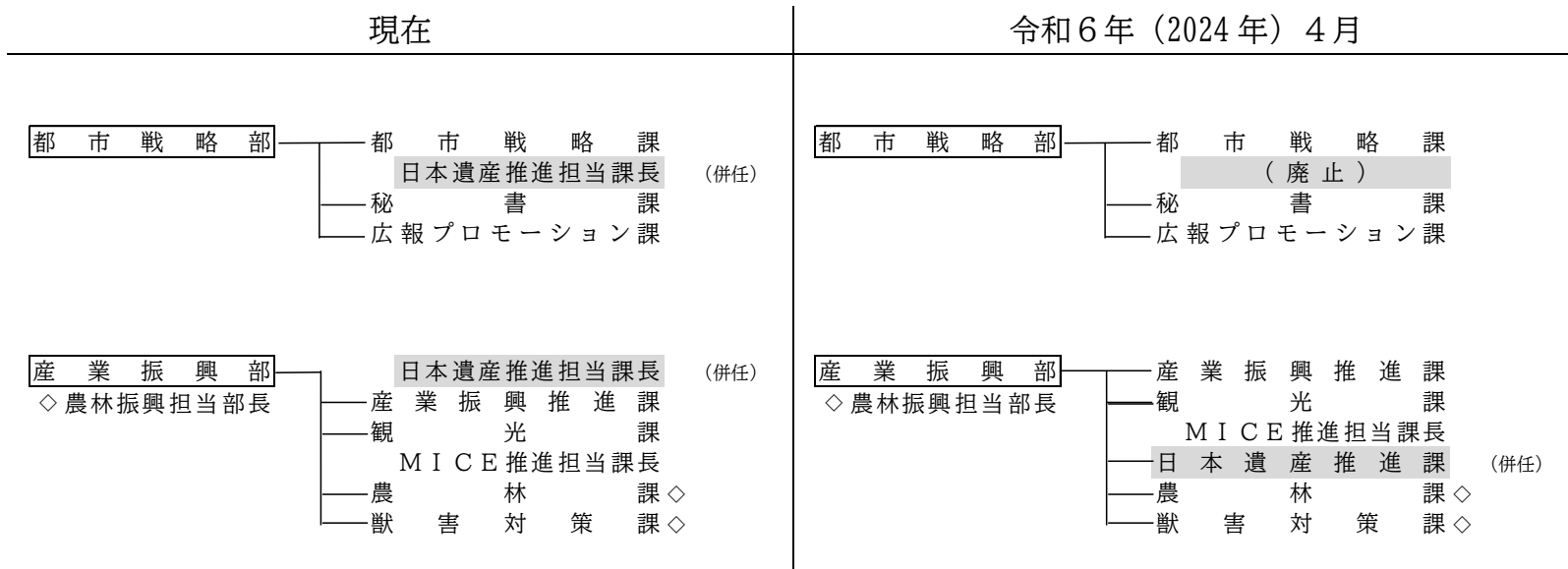
(1) 産業振興部

ア 変更内容

産業・観光分野での日本遺産活用を強化し、都内唯一の日本遺産としての賑わい創出や地域経済活性化に向け、産業振興部に「日本遺産推進課」を設置し、課長は生涯学習スポーツ部日本遺産推進担当課長との併任とする。これに合わせ、都市戦略部日本遺産推進担当課長を廃止する。

なお、「文化財保存活用地域計画」に基づく日本遺産推進事業については、引き続き、生涯学習スポーツ部が統括し事業を推進する。

イ 組織機構図



3 施行日及び周知

(1) 施行日

令和6年（2024年）4月1日

(2) 市民への周知

広報はちおうじ4月1日号及びホームページで周知